

所在地変更に伴う手続き一覧（法人・事業所）

市による所在地変更証明書（無料）

平成31年2月4日（月）から受付できます。

以下の手続きに際し、事業所の所在地変更にかかる証明書が必要な場合、福井市役所市民課（本館1階）または森田公民館の臨時窓口（3F小ホール）にて平成31年2月4日（月）より受付しますので、同封の証明願で申請をお願いいたします。証明書の発行に時間がかかる場合は、申請書記載の住所へ郵送にて交付いたします。

郵送での申請も可能ですので、その場合、証明願と切手を貼った返信用封筒を同封してください。なお、事業所の証明書につきましては、各総合支所や連絡所、サービスセンターでは受付しておりませんので、ご注意ください。

【証明書に関するお問い合わせ先（平日8:30～17:00）】

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

福井市役所 市民課 TEL:(0776) 20 - 5286 (0776) 20 - 5287

(0776) 20 - 5219 (0776) 20 - 5288

皆様に届出または変更の手続きをお願いするもの

	項目		手続き先	時期	必要書類等
		だれが			
不動産登記	土地登記事項の所有者住所		福井地方法務局 (0776)22-4981	売買、贈与、抵当権設定・抹消など必要が生じたとき	<ul style="list-style-type: none"> 登記申請書 所在地変更証明書（市民課発行） 印鑑
	建物登記事項の所有者住所				
換地処分の公告後、土地区画整理に伴う登記を実施する為、数ヶ月間は登記閉鎖となりますので、不動産登記に関する変更手続きは登記閉鎖解除後をお願いいたします。					
商業・法人登記	法人等の本店又は支店の所在地変更登記		福井地方法務局 (0776)22-4985	(本店所在地) 変更後2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> 登記申請書 所在地変更証明書（市民課発行） 届出印
	法人代表者の住所変更登記			(支店所在地) 変更後3週間以内	<ul style="list-style-type: none"> 登記申請書 法人代表者の住所変更証明書（市民課発行） 届出印
印鑑証明	印鑑登録	商業・法人登記の変更により自動的に変更されます。			
社会保険	労働保険	事業主	福井労働基準監督署 労災課 (0776)54-7857	変更の翌日から10日以内	<ul style="list-style-type: none"> 名称・所在地等変更届（労働基準監督署） 印鑑
	雇用保険	事業主	ハローワーク福井 (0776)52-8151	変更の翌日から10日以内	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険事業主事業所各種変更届（ハローワーク福井） 所在地変更証明書（市民課発行 / 写し可） 届出印
	厚生年金に加入 健康保険に加入	事業主	福井年金事務所 (0776)23-4512	変更後5日以内	<ul style="list-style-type: none"> 適用事業所所在地変更届（年金事務所） 法人：所在地変更証明書（市民課発行） 個人：住所変更証明書（市民課発行） 印鑑
車検証等	自動車	所有者	福井運輸支局 (050)5540-2057	変更後すみやかに	<ul style="list-style-type: none"> 申請書（運輸支局） 車検証 登記事項証明書 印鑑 委任状（所有者と使用者が異なる場合） 手数料（350円）
	軽自動車	所有者	軽自動車検査協会 福井事務所 (050)3816-1774	必要が生じたとき（売買等）又はおいでのとき	<ul style="list-style-type: none"> 申請書（軽自動車検査協会） 車検証 所在地変更証明書（市発行） 印鑑
ライフライン	電気	北陸電力お客様サービスセンター (0120)776 - 453			
	電話	契約会社によって対応が異なりますので、それぞれの会社にお問い合わせください。			
	プロパンガス				
	ケーブルテレビ				
	NHK受信料	NHK福井放送局 (0776)28 - 8855			
水道・市ガス	福井市企業局ガス・水道料金センター（ガス：20 - 5613、水道：20-5621）に、新住所をお知らせください。				

営業許可証等	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食業(食品営業ふく処理施設) ・食品販売業、食品製造業 ・動物取扱業 ・理・美容業 ・ホテル・旅館業、公衆浴場 ・興行場 ・クリーニング業 	福井健康福祉センター (H31.3月末まで)	生活衛生課 (0776)36-1118	機関によって対応が異なりますので、それぞれの機関にお問い合わせをお願いします。
	・産業廃棄物処理業		環境廃棄物対策課 (0776)36-1119	
	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局・医薬品販売業 ・医療用具販売業 		地域支援室 (0776)36-1117	
	・旅行業	福井県観光振興課 (0776)20 - 0380		
	・宅地建物取引業	福井県建築住宅課 (0776)20 - 0505		
	・農薬、肥料販売業	福井県地域農業課 (0776)20 - 0446		
	・液化石油ガス販売業	福井県危機対策・防災課 (0776)20 - 0308		
	・石油販売業	近畿経済産業局資源エネルギー環境部 資源・燃料課 (06) - 6966 - 6044		
	<ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業 ・古物営業 ・警備業 	福井県警察本部 福井警察署	生活安全部生活環境課営業係 (0766)22-2880 生活安全課 (0776)52 - 0110	
	・酒類販売業	福井税務署 (0776)23 - 2690		
	・たばこ販売業	北陸財務局理財課 (076)292-7852		
	・米穀卸売、小売業	北陸農政局生産振興課 (076)232 - 4302		
	<ul style="list-style-type: none"> ・運送業 ・自動車整備業 	福井運輸支局 (0776)34 - 1601		
	・職業紹介業、労働者派遣業	福井労働局 (0776)26 - 8617		
その他の許可・免許・登録・認証等	各機関			
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・預貯金通帳(当座預金) ・定期預金証書 ・預かり資産 等 	各金融機関	機関によって対応が異なりますので、それぞれの機関にお問い合わせください。	
民間保険	<ul style="list-style-type: none"> ・生命保険 ・損害保険 ・自動車保険 等 	各保険会社	会社によって対応が異なりますので、それぞれの会社にお問い合わせください。	

(注)・本手続き一覧では、全ての手続きを網羅しているわけではありませんのでご了承ください。
 事業形態、業種等によりその他必要となる手続きについてはそれぞれの機関にご確認ください。
 ・所在地変更証明書は、登記との関連性がないため、全ての機関に対する効力はありませんのでご了承ください。
 ・変更手続きの際に、手数料がかかる場合がありますが、詳細は各機関にお問い合わせください。

登記申請書について

区画整理に伴う町名地番の変更により、法人および代表者の住所が変更になった場合は、登録免許税法第5条第5号により変更にかかる登録免許税が非課税となります。
 登記手続きに際し、必要な申請書は任意作成となっておりますが、福井市が作成した様式を福井市ホームページよりダウンロードできますので、ご利用ください。
 【福井市ホームページよりダウンロードする場合】
 検索画面にて「森田北東部土地区画整理事業の紹介」を検索、クリック 換地処分にかかる様式集 内

納税猶予の特例について

贈与税又は相続税の納税猶予の特例を受けている方は、承認申請の手続きが必要となります。
 詳しくは福井税務署 (0776)-23-2690 までお問い合わせください。

郵便物の配達

郵便物の配達について、郵便局への住所変更手続きは必要ありませんが、住所が変更した事を取引先等にお知らせください。